

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十七年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

二 調査を行った期間

五條市 平成二十五年五月十日から平成二十六年七月十四日まで

三 成果の名称

五條市野原西三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市野原西三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十七年七月六日